

令和5事業年度

事業報告書

独立行政法人奄美群島振興開発基金

目 次

| | |
|-------------------------------|----|
| 1. 法人の長によるメッセージ | 1 |
| 2. 法人の目的、業務内容 | 2 |
| (1) 法人の目的 | |
| (2) 業務内容 | |
| 3. 政策体系における法人の位置づけ及び役割（ミッション） | 2 |
| 4. 中期目標 | 3 |
| (1) 概要 | |
| (2) 一定の事業等のまとまりごとの目標 | |
| 5. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等 | 5 |
| (1) 経営理念 | |
| (2) 経営方針 | |
| (3) 倫理方針 | |
| (4) 行動指針 | |
| 6. 中期計画及び年度計画 | 6 |
| 7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉 | 11 |
| (1) ガバナンスの状況 | |
| (2) 役員等の状況 | |
| (3) 職員の状況 | |
| (4) 重要な施設等の整備等の状況 | |
| (5) 純資産の状況 | |
| (6) 財源の状況 | |
| (7) 社会及び環境への配慮等の状況 | |
| (8) 法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉 | |
| 8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策 | 14 |
| (1) リスク管理の状況 | |
| (2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況 | |
| 9. 業績の適正な評価の前提情報 | 16 |
| 10. 業務の成果と使用した資源との対比 | 18 |
| (1) 当事業年度の主な業務成果・業務実績 | |

| | |
|-----------------------------------|----|
| (2) 自己評価 | |
| (3) 当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評定の状況 | |
| 1 1. 予算と決算との対比 | 20 |
| 1 2. 財務諸表 | 21 |
| (1) 貸借対照表 | |
| (2) 行政コスト計算書 | |
| (3) 損益計算書 | |
| (4) 純資産変動計算書 | |
| (5) キャッシュ・フロー計算書 | |
| 1 3. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報 | 23 |
| (1) 貸借対照表 | |
| (2) 行政コスト計算書 | |
| (3) 損益計算書 | |
| (4) 純資産変動計算書 | |
| (5) キャッシュ・フロー計算書 | |
| 1 4. 内部統制の運用に関する情報 | 24 |
| 1 5. 法人の基本情報 | 25 |
| (1) 沿革 | |
| (2) 設立根拠法 | |
| (3) 主務大臣（主務省所管課等） | |
| (4) 組織図 | |
| (5) 事務所所在地 | |
| (6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況 | |
| (7) 主要な財務データの経年比較 | |
| (8) 翌事業年度の予算、収支計画及び資金計画 | |
| 1 6. 参考情報 | 29 |
| (1) 要約した財務諸表の科目の説明 | |
| (2) その他公表資料等との関係の説明 | |

1. 法人の長によるメッセージ

奄美群島振興開発基金（以下「当法人」という。）は、奄美群島の本土復帰（昭和28年12月25日）に伴い、昭和30年9月10日に創設された奄美群島復興信用保証協会として業務開始後、数次の組織見直し等を経て、平成16年10月1日に奄美群島振興開発特別措置法に基づき「独立行政法人奄美群島振興開発基金」として設立されました。

当法人は、奄美群島における産業の振興開発を促進し、群島経済の発展に寄与するため「奄美群島振興開発計画に基づく事業に伴い必要な資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融を補完し、又は奨励すること」を目的としています。

これまで、地域の民間金融機関と連携、協力しつつ、信用保証業務や地域の特性を生かした産業に対し直接的な融資業務を行うなど、奄美群島内の事業者を金融面から下支えする役割を果たしてまいりました。

令和5年度においては、アフターコロナへの転換に伴う経済正常化への期待感が高まる中、奄美群島でも入込客数の回復に伴い観光産業が回復基調となり、宿泊施設への設備投資の需要が増加、また、黒糖焼酎や地元素材を活用した加工品等の製造業の需要も増加するなど、奄美群島の活性化に向け当法人も融資業務を中心に積極的に支援を図ってまいりました。

令和6年度からは、新たに第五期中期計画がスタートいたしますが、前年度末の奄美群島振興開発特別措置法の改正により追加された「コンサルティング業務」や協調融資の実施による限度額の引き上げ等の措置を積極的に活用し業務実績の向上に努めるとともに、国・地方公共団体や他の金融機関等と連携しながら、奄美群島の産業振興に貢献していくという当法人の使命のもと、これまで以上に事業者を支えていくことといたします。

一方、当法人が適切な業務運営を推進するため克服すべき課題として、設立以来有している繰越欠損金と、その健全化が求められているところであります。その改善に向けては、第五期中期計画の事項に着実に取り組みながら、役職員一丸となって課題の克服に努めてまいります。

本事業報告書においては、当法人に関するこれらの状況について網羅的に記載を行っておりますので、皆様のご理解が進む一助になれば幸いです。

令和6年6月

独立行政法人奄美群島振興開発基金

理事長 藤井 隆



2. 法人の目的、業務内容

(1) 法人の目的

当法人は、「奄美群島振興開発計画に基づく事業に必要な資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融を補完し、又は奨励する」ことを目的としております。（奄美群島振興開発特別措置法（以下「奄美法」という。）第44条）

(2) 業務内容

当法人は、奄美法第44条の目的を達成するため以下の業務を行います。

i. 保証業務

奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う者又は奄美群島に住所若しくは居所を有する者が金融機関に対して負担する債務の保証。

ii. 融資業務

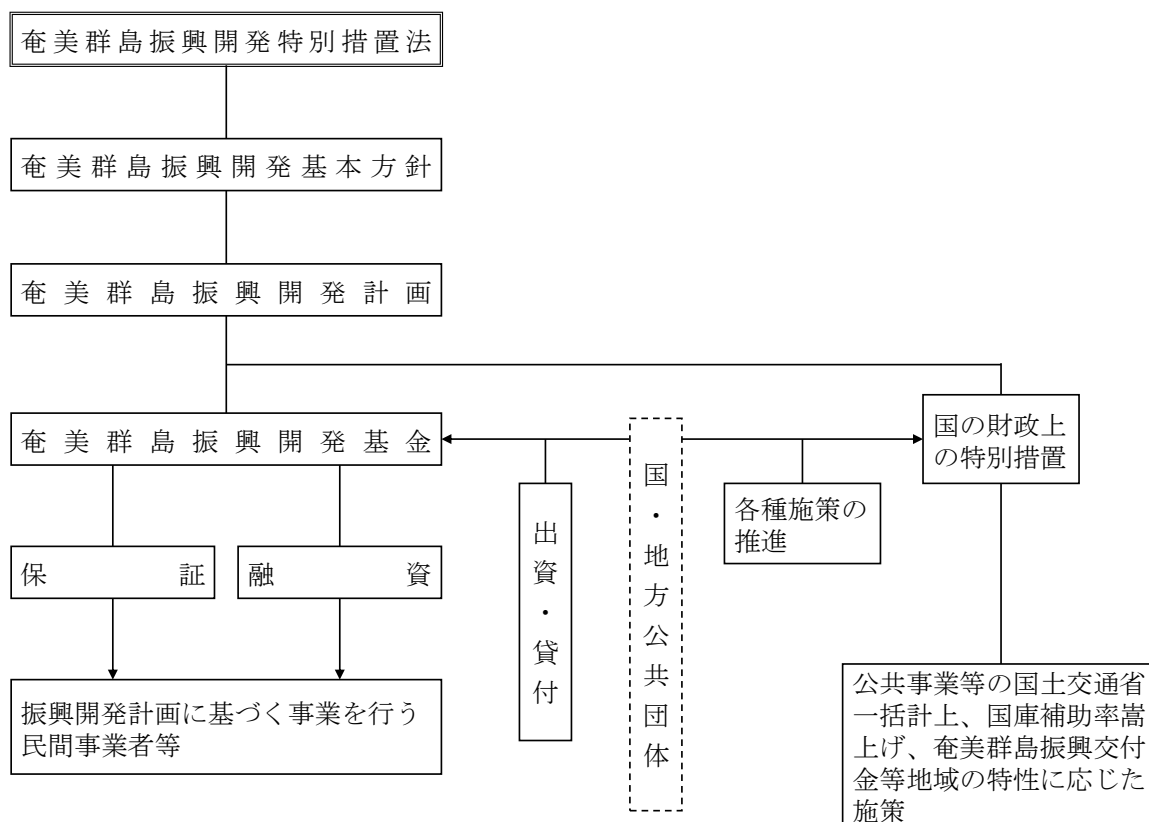
奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う中小規模の事業者で銀行その他の金融機関から資金の融通を受けることを困難とするものに対する小口の事業資金の貸付け等。

3. 政策体系における法人の位置づけ及び役割（ミッション）

令和5年度の国土交通省の政策体系は4つの柱に基づき、13の政策目標、44の施策目標から構成されており、当法人の業務につきましては、以下のとおり位置づけられるものとなっております。

| 国土交通省の政策体系 | | 当法人の業務 |
|---------------------------------|--------------|--|
| 政策目標 | 施策目標 | |
| 10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備 | 39 離島等の振興を図る | <ul style="list-style-type: none">・ 奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う者又は奄美群島に住所若しくは居所を有する者が金融機関に対して負担する債務の保証（保証業務）・ 奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う中小規模の事業者で銀行その他の金融機関から資金の融通を受けることを困難とするものに対する小口の事業資金の貸付け等（融資業務） |

また、当法人と奄美法の関連については、以下のとおり位置づけられるものとなっております。



4. 中期目標

(1) 概要

当法人の第4期中期目標の期間は、平成31年4月1日から令和6年3月31日までの5年間となっております。

奄美群島については、その特殊事情に鑑み、奄美法に基づき総合的な奄美群島振興開発計画（以下「振興開発計画」という。）の策定及びこれに基づく事業の推進等特別の措置が講じられており、当法人も同法に基づく特別の措置として設立され、奄美群島の基礎条件の改善及び振興開発に寄与してきております。

当法人は、なお奄美群島に存在する本土との諸格差の克服や地域の自立的発展の促進を図るため、振興開発計画に基づく事業に必要な資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融を補完し、または奨励することを目的として、第一次産業から第三次産業まで、奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う者等が金融機関に対して負担する債務の保証を行うとともに、振興開発計画に基づく事業を行う中小規模の事業者で銀行その他の金融機関から資金の融通を受けることを困難とするもの等に対する事業資金の貸付けを行っております。

これまでに実施した業務等の結果については、利用者及び地方自治体からも一定の評価はされておりますが、今後とも当法人が責任を持って経営課題である繰越欠損金

の解消を軌道に乗せ加速するための経営管理態勢の強化も必要となっております。

加えて、国の政策実施において大きな役割を担う当法人が、その専門性の強みを最大限発揮して、地元自治体、事業者、他金融機関等との分担と協働により政策課題等の解決に資することが、これまでもまして重要となってきております。

これらを踏まえ、独立行政法人として、経営の透明性、自主性を確保しつつ、効果的な業務運営を推進することを通じて、奄美群島における基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した奄美群島の振興開発に寄与し、もって、奄美群島の自立的発展等に資することを旨として、業務に取り組むことが求められております。

詳細につきましては、[第4期中期目標](#)をご参照ください。

(2) 一定の事業等のまとまりごとの目標

当法人は、中期目標における一定の事業等のまとまりごとの区分に基づくセグメント情報を開示しています。

具体的な区分名及び区分ごとの目標は、以下のとおりです。

i. 保証業務

奄美群島内の事業者のニーズに的確に対応した質の高いサービスを提供するため、以下の点を踏まえて保証業務を行うものとしております。

ア 事務処理の迅速化及び適正化

イ 適切な保証条件の設定

ウ 利用者に対する情報提供

エ 利用者ニーズの把握及び業務への反映

オ 関係機関との連携強化、コンサルティング機能の充実

カ 期中管理体制の強化

キ 奄美群島振興施策との連携・協調

ク リスク管理体制の充実・強化

ii. 融資業務

保証業務同様、奄美群島内の事業者のニーズに的確に対応した質の高いサービスを提供するため、以下の点を踏まえて融資業務を行うものとしております。

ア 事務処理の迅速化及び適正化

イ 適切な貸付条件の設定

ウ 利用者に対する情報提供

エ 利用者ニーズの把握及び業務への反映

オ 関係機関との連携強化、コンサルティング機能の充実

カ 期中管理体制の強化

キ 奄美群島振興施策との連携・協調

ク リスク管理体制の充実・強化

5. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等

(1) 経営理念

当法人は、効率的かつ効果的な業務運営に努め、地域関係機関等との連携のもと地域に密着した金融サービス等を提供しながら奄美群島の振興開発、産業・経済の自立化に貢献してまいります。

(2) 経営方針

当法人は、奄美群島の地域に密着した金融機関として地域の情報・人脈等を活用し、事業者の方々への経営ノウハウの提供等の経営サポートに努め、地域の産業、経済の発展に貢献します。

そのため、地域行政機関との連携強化、各種施策との協調をより進めることでシンクタンク的な役割強化に努めてまいります。

また、リスク管理を徹底し財務内容の改善を進めていきながら、適切な金融業務の運営を通じて今後の奄美群島の経済の自立化、産業構造の転換等について積極的な支援を行ってまいります。

(3) 倫理方針

- 役職員は、当法人の公共的使命と社会的責任を自覚し、かつ、役職員の法令等の違反行為の発生が、奄美基金全体の信用の失墜を招き、業務運営に多大な支障を来すことを十分認識したうえで、常に法令等を遵守し、公正かつ誠実な業務運営に努めます。
- 役職員は、コンプライアンスに関し誠実性を踏まえて問題を提起する等の義務を有し、コンプライアンスを重視し遵守していく経営風土の確立に努めます。
- 役職員は、業務内容について国民に対する説明責任を有することを認識し、適切な情報開示を行うこと等により国民からの信頼確保に努めます。
- 役職員は、反社会的勢力には断固とした態度で臨み、警察等関係機関とも連携して適切な対応をしてまいります。

(4) 行動指針

- 奄美群島経済の活性化のために、常に情熱と笑顔で前向きに行動します。誠意を持って業務に取り組み、“逃げない、折れない、あきらめない”姿勢を貫きます。
“もう限界だ”という意識の壁、“内向き”な組織の壁、“前例がない”という過去の壁を壊して前進します。
- 奄美の産業振興＝成長のために、様々なアイデアを引き出し、ネットワークを駆使して適切な解決策を見出すべく最善を尽くします。
冷静に判断し、迅速な行動に結びつけます。また、内部の改善や自分自身の成長に弛まぬ努力を続けます。
- 正しいこと、必要なことは口に出して伝えます。難しい問題の解決のために、情報を共有して、チームワークで最良の結果を目指します。

職員同士“リスペクト”しあい、協力して信頼関係のある職場を築きます。

- 奄美の産業振興の実現に堅い決意と熱い熱意をもってリーダーシップを取ります。真摯な態度と笑顔で“やる気”を“本気”にさせます。

6. 中期計画及び年度計画

当法人は、中期目標を達成するための中期計画と当該計画に基づく年度計画を作成しています。

第4期中期計画（平成31年4月1日～令和6年3月31日）と令和5年度の年度計画との関係は以下のとおりです。

詳細につきましては、[第4期中期計画](#)及び[年度計画](#)をご参照ください。

| 中期計画 | 年度計画 |
|--|---|
| I 国民に対するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 | |
| ＜保証業務＞ | |
| 1. 事務処理の迅速化及び適正化 | |
| ○ 標準処理期間内に全案件を処理（6日以内） | ○ 標準処理期間内に全案件を処理（6日以内） |
| ○ 審査事務等の点検、見直しの実施（企画運営会議を年1回以上） | ○ 審査事務等の点検、見直しの実施（企画運営会議を年1回以上） |
| 2. 適切な保証条件の設定 | |
| ○ 地域の特性及び自然的特性等も踏まえつつ、業務運営への影響及び新たな資金需要等を勘案した条件設定を行う | ○ 他機関の保証条件との比較検討 |
| ○ 新たな産業育成に資する新規制度の創設及び既存制度の改善等について地方公共団体と連携 | ○ 制度保証について、新規制度の創設及び既存制度の改善等について協議 |
| | ○ 地域経済の動向等を踏まえ、保証条件の優遇等について関係機関と協議 |
| | ○ 現在の保証条件の設定が適切なものであるか企画運営会議で検討を行い、必要に応じて制度保証の創設や保証条件を見直す |
| 3. 利用者に対する情報提供 | |
| ○ 奄美基金に関する情報や事業経営の参考となる情報等を分かりやすく提供 | ○ HPの構成、掲載事項について必要に応じて見直し |
| ○ 情報については、原則として、発表と同日中に窓口へ備え付け及びHPに掲載 | ○ 公表情報の速やかな提供（公表と同日中に窓口備付、HP掲載） |
| ○ 地元市町村広報誌等の活用 | |
| 4. 利用者ニーズの把握及び業務への反映 | |
| ○ アンケート調査の実施（年100先以上） | ○ アンケート調査の実施（年100先以上） |
| ○ 外部専門家も活用した事業セミナー等の | ○ 事業セミナー等の企画・開催（年2回以 |

| 中期計画 | 年度計画 |
|--|--|
| 企画・開催（年2回以上） ○ きめ細かな経営サポートの実施（年4件以上） | 上） ○ きめ細かな経営サポートの実施による事業者の収益性の向上（年4件以上） |
| 5. 関係機関との連携強化、コンサルティング機能の充実 | |
| ○ 地方公共団体等との連携の在り方についての検討（年2回以上） ○ 地方公共団体等との意見交換の実施（年1回以上） ○ 金融機関との協調体制による経営改善支援（年45件以上） ○ 奄美群島の経済・金融の調査等の実施 | ○ 地方公共団体等との連携の在り方の検討（年2回以上） ○ 地方公共団体等との意見交換の実施（年1回以上） ○ 金融機関との協調体制による経営改善支援（年45件以上） ○ 奄美群島の経済状況等に関する情報の収集 |
| 6. 期中管理体制の強化 | |
| ○ 事業者が必要としている支援についての検討（年2回以上） ○ 事業者の再生支援（年5件以上） | ○ 事業者が必要としている支援の検討（年2回以上） ○ 事業者の再生支援（年5件以上） |
| 7. 担保設定の柔軟化 | |
| ○ 事業資産等に対する動産担保設定の促進等 | ○ 事業資産等に対する動産担保設定の促進等 |
| 8. 奄美群島振興施策との連携・協調 | |
| ○ 鹿児島県及び奄美群島の地方公共団体との連携の緊密化 ○ 奄美群島振興交付金に関連する事業への積極的な支援 | ○ 奄美群島内市町村との意見・情報交換等の充実 ○ 鹿児島県や奄美群島広域事務組合との意見交換を通じた交付金等への関与の検討 |
| 9. リスク管理体制の充実・強化 | |
| ○ 民間金融機関との連携・協調の在り方の検討（年2回以上） ○ 協調融資によるリスク分散（年8件以上、年72百万円以上） ○ 新規の債権に対する管理強化（リスク管理債権割合については、中期目標期間の最後の事業年度において15%以下、延滞債権割合については4.0%以下） | ○ 民間金融機関との連携・協調の在り方の検討（年2回以上） ○ 民間金融機関との協調融資によるリスク分散（年8件以上、年72百万円以上） ○ 新たに保証・融資を行う案件のリスク管理債権割合及び延滞債権割合の抑制（中期目標期間の最後の事業年度において15%以下、延滞債権割合は4.0%以下） |
| ＜融資業務＞ | |
| 1. 事務処理の迅速化及び適正化 | |
| ○ 標準処理期間内に全案件を処理（9日以内） ○ 審査事務等の点検、見直しの実施（企画 | ○ 標準処理期間内に全案件を処理（9日以内） ○ 審査事務等の点検、見直しの実施（企画 |

| 中期計画 | 年度計画 |
|--|--|
| 運営会議を年1回以上) | 運営会議を年1回以上) |
| 2. 適切な貸付条件の設定 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の特性及び自然的特性等も踏まえつつ、業務運営への影響及び新たな資金需要等を勘案した条件設定を行う ○ 奄美群島における経済情勢、他の機関が行う融資制度の状況等を勘案し適時適切に見直す | <ul style="list-style-type: none"> ○ 他機関の貸付条件との比較検討 ○ 地域経済の動向等を踏まえ、融資条件の優遇等について関係機関と協議 ○ 現在の貸付条件の設定が適切なものであるか企画運営会議で検討を行い、必要に応じ貸付条件を見直す |
| 3. 利用者に対する情報提供 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 奄美基金に関する情報や事業経営の参考となる情報等を分かりやすく提供 ○ 情報については、原則として、発表と同日中に窓口へ備え付け及びHPに掲載 ○ 地元市町村広報誌等の活用 | <ul style="list-style-type: none"> ○ HPの構成、掲載事項について必要に応じて見直し ○ 公表情報の速やかな提供（公表と同日中に窓口備付、HP掲載） |
| 4. 利用者ニーズの把握及び業務への反映 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ アンケート調査の実施（年100先以上） ○ 外部専門家も活用した事業セミナー等の企画・開催（年2回以上） ○ きめ細かな経営サポートの実施（年6件以上） | <ul style="list-style-type: none"> ○ アンケート調査の実施（年100先以上） ○ 事業セミナー等の企画・開催（年2回以上） ○ きめ細かな経営サポートの実施による事業者の収益性の向上（年6件以上） |
| 5. 関係機関との連携強化、コンサルティング機能の充実 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公共団体等との連携の在り方についての検討（年2回以上） ○ 地方公共団体等との意見交換の実施（年1回以上） ○ 金融機関との協調体制による経営改善支援（年15件以上） ○ 奄美群島の経済・金融の調査等の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公共団体等との連携の在り方の検討（年2回以上） ○ 地方公共団体等との意見交換の実施（年1回以上） ○ 金融機関との協調体制による経営改善支援（年15件以上） ○ 奄美群島の経済状況等に関する情報の収集 |
| 6. 期中管理体制の強化 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者が必要としている支援についての検討（年2回以上） ○ 事業者の再生支援（年5件以上） | <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者が必要としている支援の検討（年2回以上） ○ 事業者の再生支援（年5件以上） |
| 7. 担保設定の柔軟化 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業資産等に対する動産担保設定の促進等 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業資産等に対する動産担保設定の促進等 |
| 8. 奄美群島振興施策との連携・協調 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 鹿児島県及び奄美群島の地方公共団体と | <ul style="list-style-type: none"> ○ 奄美群島内市町村との意見・情報交換等 |

| 中期計画 | 年度計画 |
|---|---|
| <p>の連携の緊密化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 奄美群島振興交付金に関連する事業への積極的な支援 | <p>の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 鹿児島県や奄美群島広域事務組合との意見交換を通じた交付金等への関与の検討 |
| 9. リスク管理体制の充実・強化 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 民間金融機関との連携・協調の在り方の検討（年2回以上） ○ 協調融資によるリスク分散（年1件以上、年114百万円以上） ○ 新規の債権に対する管理強化（リスク管理債権割合については、中期目標期間の最後の事業年度において15%以下、延滞債権割合については2.4%以下） | <ul style="list-style-type: none"> ○ 民間金融機関との連携・協調の在り方の検討（年2回以上） ○ 民間金融機関との協調融資によるリスク分散（年1件以上、年114百万円以上） ○ 新たに保証・融資を行う案件のリスク管理債権割合及び延滞債権割合の抑制（中期目標期間の最後の事業年度において15%以下、延滞債権割合は2.4%以下） |
| II 業務運営の効率化に関する事項 | |
| 1. 業務運営体制の効率化 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 組織体制・人員配置の見直し ○ 審査事務等の効率化 ○ PMOの設置等を通じた情報システムの適切な整備及び管理 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 組織体制・人員配置の見直し ○ 情報の高度利用による審査事務等の効率化 ○ PMOの設置等を通じた情報システムの適切な整備及び管理 |
| 2. 一般管理費の削減 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般管理費の削減（中期目標期間の最後の事業年度において、第三期中期目標期間の最終年度比で7%以上を削減） ○ 人件費の抑制 ○ 給与水準の適正化 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般管理費の削減（中期目標期間の最後の事業年度において、第三期中期目標期間の最終年度比で7%以上を削減） ○ 人件費の抑制 ○ 給与水準の適正化 |
| 3. 人材育成 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 職員研修・資格取得の推進（受講者数（延べ）：25人以上、内部勉強会の回数：年4回以上） ○ 人事交流・業務連携の強化 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 職員研修・資格取得の推進（受講者数（延べ）：25人以上、内部勉強会の回数：年4回以上） ○ 人事交流・業務連携の強化 |
| 4. 入札及び契約手続きの適正化・透明化 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 入札及び契約手続の透明性の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 契約監視委員会における審議や内部監査、監事監査等における入札及び契約の適正な実施の確認 |
| III 財務内容の改善に関する事項 | |
| 1. 財務内容の改善 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 保証業務に係るリスク管理債権割合について、中期目標期間の最後の事業年度に | <ul style="list-style-type: none"> ○ 保証業務に係るリスク管理債権割合について、令和5事業年度末において35.0% |

| 中期計画 | 年度計画 |
|--|--|
| <p>において35.0%以下に抑制（うち、平成16年10月以降保証した債権に係るものについては中期目標期間の最後の事業年度において25.5%以下）</p> <p>○ 融資業務に係るリスク管理債権割合について、中期目標期間の最後の事業年度において31.0%以下に抑制（うち、平成16年10月以降保証した債権に係るものについては中期目標期間の最後の事業年度において24.8%以下）</p> | <p>以下に抑制（うち、平成16年10月以降保証した債権に係るものについては25.5%以下）</p> <p>○ 融資業務に係るリスク管理債権割合について、令和5事業年度末において31.0%以下に抑制（うち、平成16年10月以降保証した債権に係るものについては24.8%以下）</p> |
| 2. 繰越欠損金の削減 | |
| ○ 中期目標期間中に約2.5億円の削減 | ○ 令和5事業年度末に6,194百万円へ削減 |
| 3. 余裕金の適切な運用 | |
| ○ 適切な運用益の確保が図られるよう改善 | ○ 組織規模に見合った効果的な運用体制による適切な運用 |
| 4. 予算、収支計画及び資金計画の作成等 | |
| ○ 「経営改善計画」等を反映した予算等の作成 | ○ 「経営改善計画」等を反映した予算等の作成 |
| IV その他の事項 | |
| 1. 短期借入金の限度額 | |
| ○ 該当なし | ○ 該当なし |
| 2. 重要な財産の譲渡等の計画 | |
| ○ 該当なし | ○ 該当なし |
| 3. 剰余金の使途 | |
| ○ 該当なし | ○ 該当なし |
| V その他主務省令で定める業務運営に関する事項 | |
| 1. 施設及び設備に関する計画 | |
| ○ 該当なし | ○ 該当なし |
| 2. 人事に関する計画 | |
| <p>○ 資質に応じた適正な人員配置</p> <p>○ 業務遂行のインセンティブの向上</p> <p>○ 公的資格取得の奨励</p> <p>○ 外部の金融機関等との人事交流、研修等への参加</p> | <p>○ 職務、職級に応じた評価体系の明確化</p> <p>○ 職員のインセンティブの確保</p> <p>○ 職員の能力、資質等を反映した人員配置</p> <p>○ 役職員一体での勉強会の定期的開催、○ J Tの活用等</p> <p>○ 公的資格（F P、宅建取引士等）取得の奨励</p> <p>○ 外部の金融機関等との人事交流、研修等への参加推進</p> |

| 中期計画 | 年度計画 |
|-------------------------|---|
| 3. その他中期目標を達成するために必要な事項 | |
| ○ 内部統制の充実・強化 | ○ 目標管理の徹底 ○ 自己評価の実施 ○ リスク管理体制の強化 ○ 情報セキュリティ対策の推進 |

7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

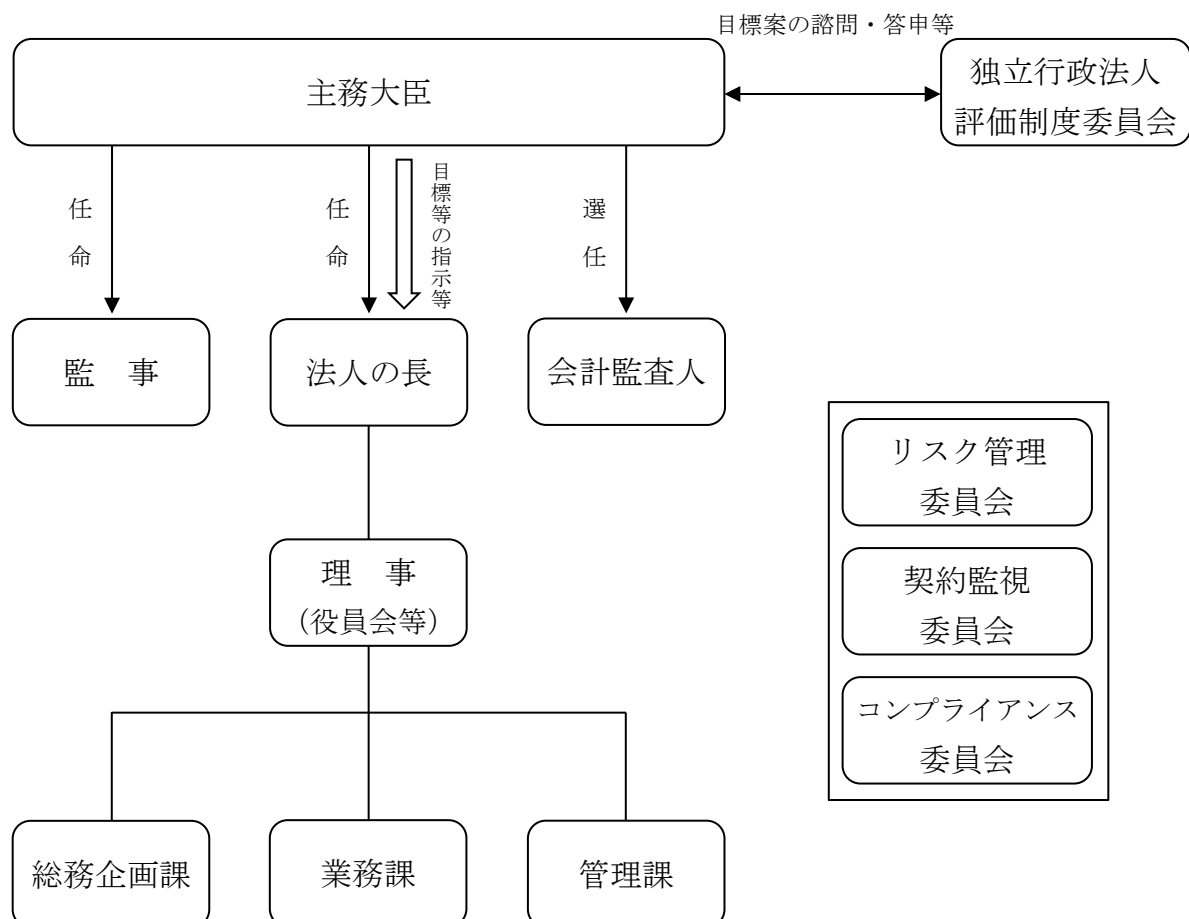
(1) ガバナンスの状況

平成26年の独立行政法人通則法の一部改正等を踏まえ、当法人の役職員の職務の執行が独立行政法人通則法などの関係法令に適合するための体制その他基金の業務の適正を確保するための体制を以下のとおり整備しております。

内部統制の有効性のチェックについては、会計監査人の監査のほか、リスク管理委員会など外部有識者等からなる委員会を設置し、定期的にモニタリング等を実施しております。

詳細につきましては、[業務方法書](#)をご参照ください。

【ガバナンス体制図】



(2) 役員等の状況

① 役員等の状況

(令和6年3月31日現在)

| 役職 | 氏名 | 任期 | 経歴 |
|-------------|---------|---------------------------------------|--|
| 理事長 | 本田 勝規 | 平成31年4月1日 ） 令和6年3月31日 | 昭和56年4月 鹿児島県採用 平成21年4月 同土木部監理課用地対策室長 平成24年4月 同企画部離島振興課長 平成26年4月 同東京事務所次長 平成28年4月 同企画部次長（中長期政策等担当） （兼）交通政策総括監 平成29年4月 同鹿児島地域振興局長 平成30年4月 同農政部長 平成31年4月 当法人理事長 |
| 理事 | 森田 勝弘 | 令和4年10月1日 ） 令和6年9月30日 | 昭和58年4月 株式会社鹿児島銀行入行 平成24年2月 同国分西支店長 平成26年8月 同星ヶ峯支店長 平成28年5月 同徳之島支店長 平成30年8月 同垂水支店長 令和2年10月 当法人理事 |
| 監事 (非常勤) | 上堀内 ちあき | 令和元年8月1日 ） 令和5事業年度の 財務諸表の承認日 | 平成2年3月 株式会社西田組入社 平成7年12月 有限会社浜崎建築設計事務所入社 平成11年9月 株式会社堀陶石取締役 令和元年8月 当法人監事 |
| 監事 (非常勤) | 里村 紀幸 | 令和元年8月1日 ） 令和5事業年度の 財務諸表の承認日 | 平成19年9月 賀川照和司法書士事務所入所 平成21年1月 里村法務事務所開業 令和元年8月 当法人監事 |

② 会計監査人の氏名または名称及び報酬

会計監査人は有限責任監査法人トーマツであり、当該監査法人及び当該監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、当該事業年度の当法人の監査証明業務に基づく報酬の額は6,000千円（税抜）です。また、非監査業務に基づく報酬はありません。

(3) 職員の状況

常勤職員は令和5年度末現在19人（前期比1人増）であり、平均年齢は46.0歳（前期末46.1歳）となっております。なお、国等からの出向者はありません。

当法人においては、職員のワーク・ライフ・バランスを実現するため、年次有給休暇の取得推進及び計画的取得の励行、週1回の定時退社日の設定など労働時間の抑制を図っております。また、役員・管理職に占める女性の人数目標を定めるなど、男女共同参画社会の推進に向けた取り組みにも努めております。

(4) 重要な施設等の整備等の状況

令和5事業年度中に完成した主要な施設、継続中の主要施設の新設・拡充、処分した主要施設等につきましてはいずれも該当はありません。

(5) 純資産の状況

① 資本金の額及び出資者ごとの出資額

(単位：千円)

| 区 分 | 期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 期末残高 |
|-----------|------------|-------|-------|------------|
| 政府出資金 | 11,001,271 | — | — | 11,001,271 |
| 地方公共団体出資金 | 6,772,500 | — | — | 6,772,500 |
| 資本金合計 | 17,773,771 | — | — | 17,773,771 |

② 目的積立金の申請状況、取崩内容等

令和5事業年度は、目的積立金の申請、取崩につきましてはいずれも該当はありません。

(6) 財源の状況

① 財源の内訳

(単位：千円)

| 区 分 | 金額 | 構成比 |
|-----------|---------|--------|
| 出資金 | — | — |
| 政府出資金 | — | — |
| 地方公共団体出資金 | — | — |
| 求償権等回収金 | 86,338 | 10.2% |
| 貸付回収金 | 674,093 | 79.5% |
| 借入金等 | — | — |
| 事業収入 | 71,896 | 8.5% |
| 事業外収入 | 15,226 | 1.8% |
| その他の収入 | — | — |
| 合計 | 847,553 | 100.0% |

② 自己収入に関する説明

当法人における自己収入として、求償権等回収金、貸付回収金、事業収入、事業外収入などがあります。

収入全体の8割を占める貸付回収金は、融資業務において実施した事業者に対する貸付けに係る償還金の当年度累計額であります。また、求償権等回収金については、保証業務において実施した事業者が金融機関に対して負担する債務の保証を履行したことにより取得した求償権及び償却求償権に係る回収金の当年度累計額であります。

(7) 社会及び環境への配慮等の状況

当法人は、持続可能な社会づくりへの取り組みとして、令和5年3月に「独立行政法人奄美群島振興開発基金がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等の

ための実行すべき措置について定める計画」を策定し、毎年度、環境物品等の調達を推進することや、電気使用量、コピー用紙使用量並びに燃料使用量等の削減に努めております。

また、鹿児島県SDGs登録制度の活用や地方創生SDGs官民連携プラットフォームへの参画等の検討を進め、持続可能な社会及び地域経済発展に貢献する組織となるよう体制構築に努めていくこととしております。

(8) 法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉

当法人は、第一次産業から第三次産業まで、奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う者等が金融機関に対して負担する債務の保証を行うとともに、振興開発計画に基づく事業を行う中小規模の事業者で銀行その他の金融機関から資金の融通を受けることを困難とするもの等に対する事業資金の貸付けを行っております。

奄美群島においては、依然として事業規模が零細な事業者が多く、これら事業者の資金ニーズに的確に応えるためには、当法人の実施する保証業務及び融資業務による一元的な金融支援が必要であると認識しております。今後も、各々の業務においてより効果的な金融支援が図られるよう、国、鹿児島県、奄美群島内地方公共団体等との連携を強化していくとともに、更なる利便性の向上を図るため不断の見直しに努めることとしております。

当法人の強みを最大限発揮するためには、地域情勢及び多様化する金融事情に精通する人材確保・育成も不可欠であることから、職員研修にかかる実施方針を毎年度策定しこれに基づく研修を実施しているほか、顧問弁護士や司法書士等外部専門家を講師とした研修会を実施するなど職員の能力向上に努めています。

また、適切な人員配置や人事評価の処遇への反映等インセンティブの確保にも努めており、職員の意欲を引き出し、組織全体のパフォーマンスの向上に繋げることに取り組んでおります。

8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

(1) リスク管理の状況

リスクの発生の防止又はリスクが発生した場合の損失の最小化を図り、当法人の業務の円滑な運営を図ることを目的として、平成27年度にリスク管理規程を定め、体制整備や外部有識者による統合的な審議を受けるなど、リスクへの備えを図っております。

(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況

当法人の使命及び目標達成を阻害するものとして管理を行うリスクは以下のとおりです。

| 種類 | 定義 |
|-------------|---|
| 信用リスク | ○信用供与先の財務状況の悪化や担保不動産の価格等の変動により、資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスク |
| 事務リスク | ○事務上の事故、事務処理体制の不備等により損害を被るリスク |
| 有形資産リスク | ○自然災害または資産管理の瑕疵等の結果、有形資産の毀損により損失を被るリスク |
| 風評リスク | ○事実と異なる風説、風評で評判が悪化することにより損失を被るリスクおよび不適切な業務運営等が明るみにでることにより、信用が低下し、業務運営に支障を来すリスク |
| 法務リスク | ○法令や契約等に違反すること、不適切な契約を締結すること、その他の法的原因により損失を被るリスク ○奄美群島振興開発特別措置法や他の制度の変更による業務改正に伴うリスク |
| 市場関連リスク | ○市場金利の変動により保有する資産や負債に対して価値の変動が生じ、利益の低下ないし損失を被るリスク ○有価証券等の価値が変動し損失を被るリスク ○円と外国の為替の変動により、外貨建て資産の価値が変動することによって損失を被るリスク |
| 流動性リスク | ○運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク |
| システムリスク | ○コンピューターシステムのダウンなどシステムの不備、顧客データの紛失等に伴い損失を被るリスク |
| コンプライアンスリスク | ○役職員の法令等の違反行為の発生により、信用の失墜を招き、業務運営に多大な支障を来すリスク |

これらリスクへの対応については毎年度取りまとめを行い、外部有識者を含む「リスク管理委員会」において取り組み状況の検証を行っているほか、内部監査及び監事監査によるリスクへの対応状況の確認も受けております。

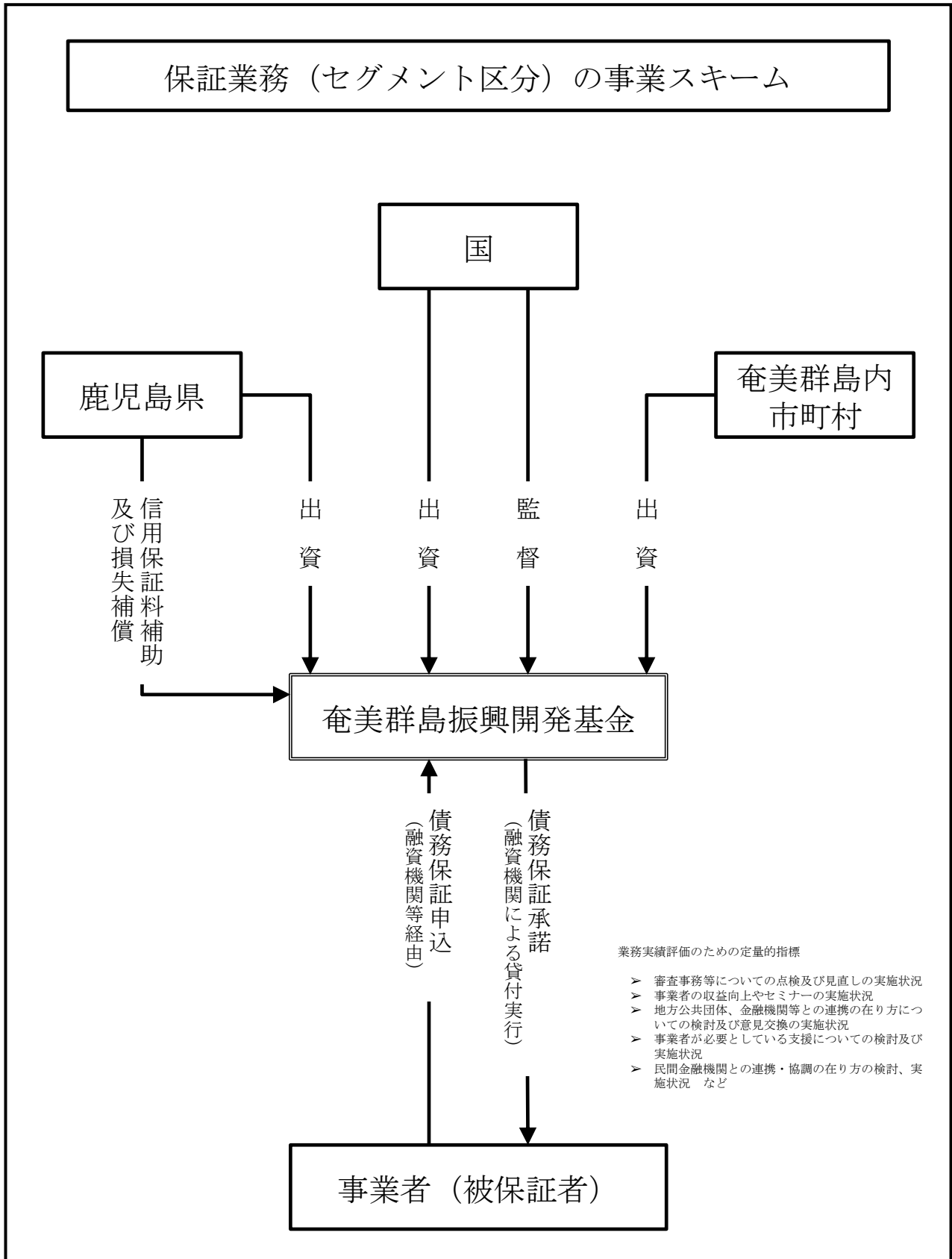
また、上記以外の当法人全体として取り組むべき重大なリスクの発生が認められる場合においても、理事長を中心として、これを解決するための必要な措置を迅速かつ的確に講じることとしております。

詳細につきましては、[業務実績等報告書](#)をご参照ください。

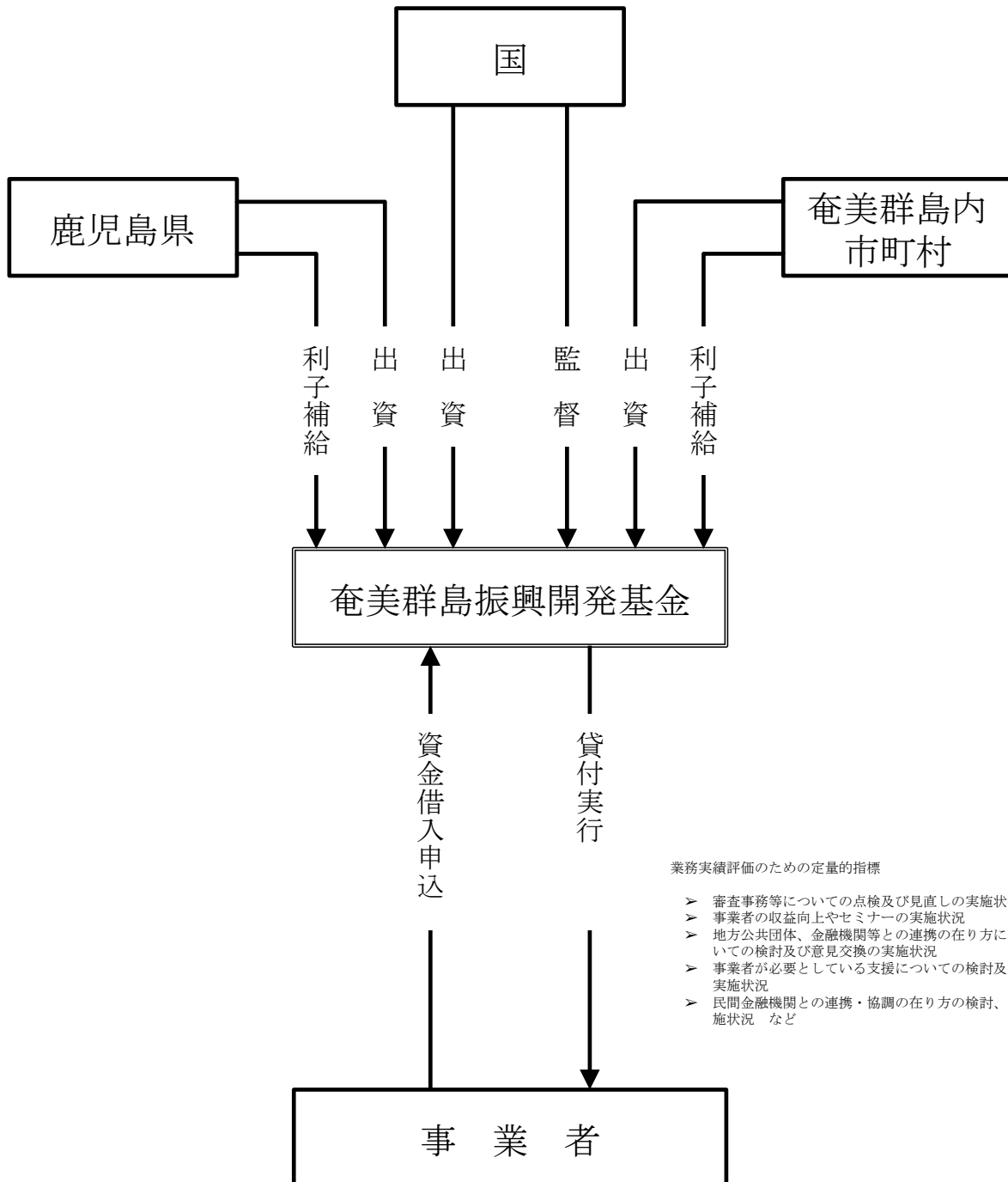
なお、内部統制の整備の詳細につきましては、[業務方法書](#)をご参照ください。

9. 業績の適正な評価の前提情報

令和5事業年度の当法人の各業務についてのご理解とその評価に資するため、各事業の前提となる、事業スキームの概要等を示します。



融資業務（セグメント区分）の事業スキーム



10. 業務の成果と使用した資源との対比

(1) 当事業年度の主な業務成果・業務実績

当法人の目的である「奄美群島振興開発計画に基づく事業に必要な資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融を補完し、又は奨励する」ため、当事業年度においては、事業者等が金融機関に対して負担する債務の保証（保証業務）として360,280千円、事業資金の貸付け（融資業務）として643,945千円をそれぞれ実施しております。加えて、経営が不安定な先等への対応として、財務内容や業務運営状況等についてモニタリングを行い、経営課題やリスク管理への対策など多角的な意見を内部で集約し、経営の安定化に資するアドバイスを行うことなどにも取り組んでおり、金融を通じた奄美群島の基礎条件の改善及び振興開発に努めております。

また、公的金融機関としての立場から、奄美群島内地方公共団体が実施する各種事業の検討・選定等における委員会に外部委員として参加し、金融情報及び事業計画策定等について提言等を行うなど、奄美群島振興施策との連携も図っております。

(2) 自己評価

当法人は、奄美群島における基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した奄美群島の振興開発に寄与し、奄美群島の自立的発展等に資することを旨として、役職員一体となって業務に取り組んでおります。

令和5年度においても第4期中期計画及び年度計画に基づき、適切な業務運営に努め、中期目標の達成に向けた取り組みを推進しているところです。

各業務の具体的な取り組み結果と行政コストとの関係の概要については、次のとおりです。

詳細につきましては、[業務実績等報告書](#)をご参照ください。

令和5年度項目別自己評定総括表

| 項目 | 評価(注) | 行政コスト |
|-------------------------------|-------|-----------|
| I 国民に対するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 | | |
| <保証業務> | | |
| 1. 事務処理の迅速化及び適正化 | C | 110,826千円 |
| 2. 適切な保証条件の設定 | | |
| 3. 利用者に対する情報提供 | B | |
| 4. 利用者ニーズの把握及び業務への反映 | | |
| 5. 関係機関との連携強化、コンサルティング機能の充実 | | |
| 6. 期中管理体制の強化 | | |
| 7. 担保設定の柔軟化 | | |
| 8. 奄美群島振興施策との連携・協調 | B | |
| 9. リスク管理体制の充実・強化 | | |

| 項目 | 評価(注) | 行政コスト |
|-----------------------------|-------|-----------|
| ＜融資業務＞ | | |
| 1. 事務処理の迅速化及び適正化 | C | 108,716千円 |
| 2. 適切な貸付条件の設定 | | |
| 3. 利用者に対する情報提供 | B | |
| 4. 利用者ニーズの把握及び業務への反映 | | |
| 5. 関係機関との連携強化、コンサルティング機能の充実 | | |
| 6. 期中管理体制の強化 | | |
| 7. 担保設定の柔軟化 | | |
| 8. 奄美群島振興施策との連携・協調 | B | |
| 9. リスク管理体制の充実・強化 | | |
| II 業務運営の効率化に関する事項 | | |
| 1. 業務運営体制の効率化 | B | |
| 2. 一般管理費の削減 | A | |
| 3. 人材育成 | A | |
| 4. 入札及び契約手続きの適正化・透明化 | B | |
| III 財務内容の改善に関する事項 | | |
| 1. 財務内容の改善 | C | |
| 2. 繰越欠損金の削減 | C | |
| 3. 余裕金の適切な運用 | B | |
| 4. 予算、収支計画及び資金計画の作成等 | C | |
| IV その他の事項 | | |
| 1. 短期借入金の限度額 | — | |
| 2. 重要な財産の譲渡等の計画 | — | |
| 3. 剰余金の使途 | — | |
| V その他主務省令で定める業務運営に関する事項 | | |
| 1. 施設及び設備に関する計画 | — | |
| 2. 人事に関する計画 | B | |
| 3. その他中期目標を達成するために必要な事項 | B | |

(注) 難易度を「高」と設定している項目については、評価に下線を引いております。

評価区分

S：所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られている。

A：所期の目標を上回る成果が得られている。

B：所期の目標を達成している。

C：所期の目標を下回っており、改善を要する。

D：所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を要する。

(3) 当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評定の状況

| 区分 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----|--|-------|-------|-------|-------|
| 評定 | B | B | B | B | — |
| 理由 | 項目別評定を数値化し評定。全体的にはB評定が大部分であり、概ね中期目標における所期の目標を達成している。 | | | | |

(注) 評価区分

- S：法人の活動により、全体として中期目標における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。
- A：法人の活動により、全体として中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。
- B：全体としておおむね中期目標における所期の目標を達成していると認められる。
- C：全体として中期目標における所期の目標を下回っており、改善を要する。
- D：全体として中期目標における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

11. 予算と決算との対比

(単位：千円)

| 区分 | 予算 | 決算 | 差額理由 |
|-----------|-----------|---------|---------------------------------|
| 収入 | | | |
| 出資金 | — | — | |
| 政府出資金 | — | — | |
| 地方公共団体出資金 | — | — | |
| 求償権等回収金 | 91,863 | 86,338 | 償却求償権の回収実績が予定を下回ったことによる減。 |
| 貸付回収金 | 1,507,627 | 674,093 | 貸付金の回収実績が予定を下回ったことによる減。 |
| 借入金等 | — | — | |
| 事業収入 | 142,365 | 71,896 | 保証債務残高及び貸付残高が予定を下回ったこと等による収入の減。 |
| 事業外収入 | 20,101 | 15,226 | 有価証券の運用が予定を下回ったことによる減。 |
| その他の収入 | — | — | |
| 計 | 1,761,956 | 847,553 | |
| 支出 | | | |
| 代位弁済金 | 81,788 | — | 要代位弁済案件の発生が無かったことによる減。 |
| 貸付金 | 2,000,000 | 643,945 | 資金需要の低下による貸付金の減。 |
| 借入金償還 | — | — | |
| 事業費 | — | — | |
| 一般管理費 | 231,507 | 219,538 | 人件費及び物件費が予定を下回ったことによる減。 |
| 人件費 | 179,208 | 175,912 | |
| その他一般管理費 | 52,299 | 43,626 | |
| その他の支出 | 4,000 | 4,837 | 損失補償納付金に係る支出等の増。 |
| 計 | 2,317,295 | 868,321 | |

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、合計において一致しない場合があります。

詳細につきましては、[決算報告書](#)をご参照ください。

12. 財務諸表

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

| 資産の部 | 金額 | 負債の部 | 金額 |
|------------|------------|----------------------|----------------------|
| 流動資産 | 6,580,380 | 流動負債 | 27,345 |
| 現金及び預金(*1) | 6,132,525 | 未払金 | 9,346 |
| 有価証券 | 199,944 | 引当金 | 13,854 |
| その他 | 247,911 | その他 | 4,146 |
| 固定資産 | 5,141,543 | 固定負債 | 254,581 |
| 有形固定資産 | 81,130 | 引当金 | 178,613 |
| 無形固定資産 | 447 | その他 | 75,968 |
| 投資その他の資産 | 5,059,965 | 保証債務 | 1,689,614 |
| 投資有価証券 | 2,590,178 | | |
| 長期貸付金 | 2,657,300 | 負債合計 | 1,971,540 |
| 貸倒引当金 | △ 386,449 | 純資産の部 | |
| 求償権 | 671,529 | 資本金 | 17,773,771 |
| 求償権償却引当金 | △ 473,092 | 政府出資金 | 11,001,271 |
| その他 | 499 | 地方公共団体出資金 | 6,772,500 |
| 保証債務見返 | 1,689,614 | 繰越欠損金 | 6,333,775 |
| | | 当期末処理損失 (うち当期総損失) | 6,333,775 (6,311) |
| | | 純資産合計(*2) | 11,439,996 |
| 資産合計 | 13,411,536 | 負債純資産合計 | 13,411,536 |

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、合計において一致しない場合があります。

(2) 行政コスト計算書

(単位：千円)

| 科目 | 金額 |
|--------------|---------|
| 損益計算書上の費用 | 219,542 |
| 経常費用(*3) | 219,542 |
| 臨時損失(*4) | 0 |
| その他調整額 | — |
| その他行政コスト(*5) | — |
| 行政コスト合計 | 219,542 |

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、合計において一致しない場合があります。

(3) 損益計算書

(単位：千円)

| 科目 | 金額 |
|--------------|---------|
| 経常費用(A) (*3) | 219,542 |
| 引当金繰入 | — |
| 一般管理費 | 218,670 |
| 人件費 | 168,297 |
| 物件費 | 43,626 |
| 減価償却費 | 6,746 |

| | |
|---------------------|---------|
| 貸倒損失 | — |
| 財務費用 | — |
| その他 | — |
| 経常収益(B) | 213,231 |
| 貸付金利息収入 | 49,992 |
| 保証料収入 | 18,209 |
| 引当金戻入 | 116,674 |
| 財務収益 | 14,995 |
| その他 | 13,362 |
| 臨時損失(C) (*4) | 0 |
| 臨時利益(D) | — |
| 当期総損失(B-A-C+D) (*6) | 6,311 |

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、合計において一致しない場合があります。

(4) 純資産変動計算書

(単位：千円)

| 科 目 | 資本金 | 利益剰余金 | | 純資産合計 |
|---------------|------------|------------|---------|------------|
| | | 当期末処分利益 | うち当期総利益 | |
| 当期首残高 | 17,773,771 | △6,327,465 | — | 11,446,307 |
| 当期変動額 | — | △6,311 | △6,311 | △6,311 |
| その他の行政コスト(*5) | — | — | — | — |
| 当期総利益(*6) | — | △6,311 | △6,311 | △6,311 |
| その他 | — | — | — | — |
| 当期末残高(*2) | 17,773,771 | △6,333,775 | △6,311 | 11,439,996 |

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、合計において一致しない場合があります。

(5) キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 |
|-----------------------|-----------|
| I 業務活動によるキャッシュ・フロー(A) | △ 29,221 |
| 貸付金利息収入 | 50,195 |
| 保証料収入 | 14,433 |
| 貸付金の回収による収入 | 671,552 |
| 求償権の回収による収入 | 79,443 |
| 人件費支出 | △ 176,055 |
| 業務経費支出 | △ 47,218 |
| 代位弁済による支出 | — |
| 貸付による支出 | △ 643,945 |

| | |
|----------------------|-------------|
| その他の業務収入・支出 | 22, 373 |
| Ⅱ投資活動によるキャッシュ・フロー(B) | 107, 138 |
| 定期預金の預入による支出 | — |
| 定期預金の払戻による収入 | — |
| 有価証券の取得による支出 | △ 391, 955 |
| 有価証券の償還による収入 | 500, 000 |
| 有形固定資産の取得による支出 | △ 907 |
| その他の投資活動による収入・支出 | — |
| Ⅲ財務活動によるキャッシュ・フロー(C) | — |
| Ⅳ資金増加額(D=A+B+C) | 77, 917 |
| Ⅴ資金期首残高(E) | 6, 054, 609 |
| Ⅵ資金期末残高(F=E+D) (*7) | 6, 132, 525 |

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、合計において一致しない場合があります。

(参考) 資金期末残高と現金及び預金との関係

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 |
|------------|-------------|
| 資金期末残高(*7) | 6, 132, 525 |
| 定期預金 | — |
| 現金及び預金(*1) | 6, 132, 525 |

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、合計において一致しない場合があります。

詳細につきましては、[財務諸表](#)をご参照ください。

13. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報

(1) 貸借対照表

令和5年度末現在の資産合計は13,411,536千円と、前年度比137,114千円の減(1.0%減)となっております。これは、求償権が前年度比144,382千円の減(17.7%減)及び保証債務見返が前年度比108,447千円の減(6.0%減)となったことが主な要因であります。

令和5年度末現在の負債合計は1,971,540千円と、前年度比130,803千円の減(6.2%減)となっております。これは、資産の減少理由と同様に保証債務が前年度比108,447千円の減(6.0%減)となったことが主な要因であります。

令和5年度末現在の純資産合計は11,439,996千円と、前年度比6,311千円の減(0.1%減)となっております。これは、当期総損益において6,311千円の損失を計上したことが要因であります。

(2) 行政コスト計算書

令和5年度の行政コストは219,542千円と、前年度比12,596千円の減(5.4%減)となっております。これは、損益計算書上の費用である一般管理費において前年度比4,642千円の増(2.2%増)となったものの、引当金繰入が前年度比18,110千円の減(皆減)となったことが主な要因であります。

(3) 損益計算書

令和5年度の経常費用は219,542千円と、前年度比12,596千円の減(5.4%減)となっております。これは、一般管理費において前年度比4,642千円の増(2.2%増)となったものの、引当金繰入が前年度比18,110千円の減(皆減)となったことが主な要因であります。

令和5年度の経常収益は213,231千円と、前年度比104,674千円の増(96.4%増)となっております。これは、保証料収入が前年度比2,964千円の増(19.5%増)及び引当金戻入が前年度比103,892千円の増(812.8%増)となったことが主な要因であります。

令和5年度の当期総損失は6,311千円となり、前年度に比して117,270千円の増(94.9%増)となっております。

(4) 純資産変動計算書

令和5年度の純資産は11,439,996千円と、前年度比6,311千円の減(0.1%減)となっております。これは、当期総損益において6,311千円の損失を計上したことが要因であります。

(5) キャッシュ・フロー計算書

令和5年度の業務活動によるキャッシュ・フローは△29,221千円と、前年度比312,805千円の減(110.3%減)となっております。これは、求償権の回収による収入において44,930千円の増(130.2%増)があったものの、貸付けによる支出が前年度比211,965千円の増(49.1%増)及び人件費支出が前年度比23,238千円の増(15.2%増)となったことが主な要因であります。

令和5年度の投資活動によるキャッシュ・フローは107,138千円と、前年度比110,968千円の増(2,896.8%増)となっております。これは、有価証券の取得と償還による収支が前年度比108,045千円の増(皆増)となったことが主な要因であります。

令和5年度の財務活動によるキャッシュ・フローは、前年度と同様に実績なしとなっております。

14. 内部統制の運用に関する情報

当法人は、役員(監事を除く。)の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制その他基金の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項を業務方法書に定めておりますが、財務に係る主な項目とその実施状況等については次のとおりです。

○ 内部統制の運用（業務方法書第22条）

役員（監事を除く。）の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制その他基金の業務の適正を確保するための体制の整備等を目的として、「コンプライアンス委員会」を設置し、継続的にその見直しを図るものとしており、令和5年度においては12回開催しております。

○ 監事監査・内部監査（業務方法書第26条、第27条）

監事は、当法人の業務の合理的かつ効率的な運営を図るとともに、会計処理の適正を期することを目的として業務監査及び会計監査を実施しております。監査の結果については監査報告を作成し、理事長及び主務大臣に提出を行うこととしております。また、別途報告の必要性を認めた事項がある場合にはその具体的な内容を当該監査報告に記載するものとしております。

理事長は、当法人の経営の合理化・効率化と業務の適正な執行を図ることを目的として、内部監査担当を配置し内部監査を実施するとともに、内部監査の結果に対する改善措置状況の報告を受けることとしており、令和5年度においては本部並びに出先事務所含め7回の内部監査が実施され、適正に実施されたことを確認しております。

○ 入札・契約に関する事項（業務方法書第17条）

入札及び契約に関し、監事及び外部有識者から構成される「契約監視委員会」の設置等を定めた内部規程を整備し、毎年度、同委員会による点検を受けております。

令和5年度においては、同委員会を令和5年6月に開催し令和4年度の調達実績等について点検・見直しを行っております。

15. 法人の基本情報

(1) 沿革

| | |
|----------|----------------------|
| 昭和30年9月 | 奄美群島復興信用保証協会設立 |
| 昭和34年3月 | 融資業務追加・奄美群島復興信用基金に改組 |
| 昭和39年4月 | 奄美群島振興信用基金に改称 |
| 昭和49年4月 | 奄美群島振興開発基金に改称 |
| 平成元年4月 | 出資業務追加 |
| 平成16年10月 | 独立行政法人奄美群島振興開発基金設立 |
| 平成18年3月 | 出資業務廃止（特殊法人等整理合理化計画） |

(2) 設立根拠法

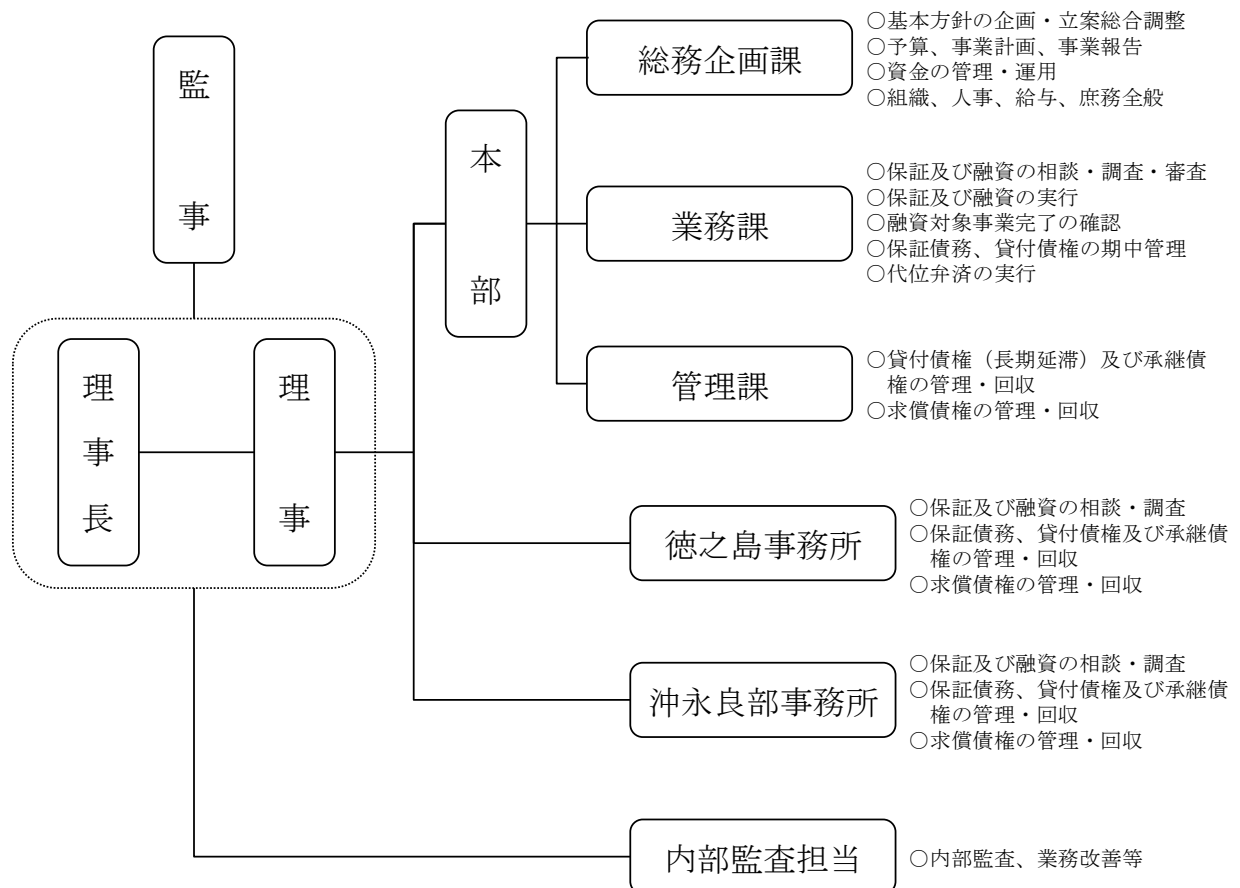
奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）

(3) 主務大臣（主務省所管課等）

国土交通大臣（国土交通省国土政策局特別地域振興官）

財務大臣（財務省大臣官房政策金融課）

(4) 組織図



(5) 事務所所在地

本 部：鹿児島県奄美市名瀬港町1-5

徳之島事務所：鹿児島県大島郡徳之島町亀津2928-4

沖永良部事務所：鹿児島県大島郡和泊町和泊9-1

(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況

令和5事業年度は該当ありません。

(7) 主要な財務データの経年比較

(単位：千円)

| 区 分 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 資産 | 13,696,355 | 13,350,546 | 13,171,755 | 13,548,651 | 13,411,536 |
| 負債 | 1,983,290 | 1,686,464 | 1,601,867 | 2,102,344 | 1,971,540 |
| 純資産 | 11,713,064 | 11,664,082 | 11,569,888 | 11,446,307 | 11,439,996 |
| 行政コスト | 218,063 | 208,672 | 220,791 | 232,138 | 219,542 |
| 経常費用 | 218,025 | 208,672 | 220,791 | 232,138 | 219,542 |
| 経常収益 | 160,772 | 159,690 | 126,597 | 108,557 | 213,231 |
| 当期総利益 | △ 57,291 | △ 48,982 | △ 94,194 | △ 123,581 | △ 6,311 |

(8) 翌事業年度の予算、収支計画及び資金計画

① 予算

(単位：千円)

| 収 入 | 金 額 | 支 出 | 金 額 |
|-----------|---------|----------|-----------|
| 出資金 | — | 代位弁済金 | 6,845 |
| 政府出資金 | — | 貸付金 | 800,000 |
| 地方公共団体出資金 | — | 借入金償還 | — |
| 求償権等回収金 | 57,270 | 事業費 | — |
| 貸付回収金 | 824,309 | 一般管理費 | 212,501 |
| 借入金等 | — | 人件費 | 157,374 |
| 事業収入 | 73,705 | その他一般管理費 | 55,127 |
| 事業外収入 | 31,661 | その他の支出 | 4,000 |
| その他の収入 | 3,253 | | |
| 合 計 | 990,198 | 合 計 | 1,023,346 |

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、合計において一致しない場合があります。

② 収支計画

(単位：千円)

| 区 分 | 金 額 |
|---------|---------|
| 経常費用 | 228,875 |
| 事業費 | — |
| 一般管理費 | 224,584 |
| 減価償却費 | 3,860 |
| 求償権償却損失 | — |
| 貸倒損失 | — |
| 引当金繰入 | 431 |
| 事業外費用 | — |

| | |
|----------|----------|
| 臨時損失 | — |
| 経常収益 | 165,745 |
| 事業収入 | 76,133 |
| 引当金戻入 | 17,870 |
| 事業外収益 | 71,743 |
| 臨時利益 | — |
| 純利益 | △ 63,130 |
| 目的積立金取崩額 | — |
| 総利益 | △ 63,130 |

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、合計において一致しない場合があります。

③ 資金計画

(単位：千円)

| 区 分 | 金 額 |
|---------------|-----------|
| 資金支出 | 7,244,406 |
| 業務活動による支出 | 1,019,346 |
| 一般管理費支出 | 212,501 |
| 代位弁済による支出 | 6,845 |
| 貸付金による支出 | 800,000 |
| その他の業務支出 | — |
| 投資活動による支出 | 3,304,000 |
| 定期預金預入による支出 | 800,000 |
| 有価証券取得による支出 | 2,500,000 |
| その他の投資支出 | 4,000 |
| 財務活動による支出 | — |
| 長期借入返済による支出 | — |
| 短期借入返済による支出 | — |
| 次年度への繰越金 | 2,921,060 |
| 資金収入 | 7,244,406 |
| 業務活動による収入 | 990,198 |
| 投資活動による収入 | 1,400,000 |
| 財務活動による収入 | — |
| 前年度(前期)よりの繰越金 | 4,854,208 |

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、合計において一致しない場合があります。

詳細につきましては、[年度計画](#)をご参照ください。

16. 参考情報

(1) 要約した財務諸表の科目の説明

① 貸借対照表

| | |
|-----------|---------------------------------------|
| 現金及び預金 | : 現金及び銀行等への預け金 |
| 有価証券 | : 満期日が1年以内の国債、地方債及び特別の法律により法人の発行する債券 |
| 有形固定資産 | : 建物、車両運搬具、器具及び備品、土地 |
| 無形固定資産 | : 電話加入権、ソフトウェア |
| 投資有価証券 | : 満期日が1年を超える国債、地方債及び特別の法律により法人の発行する債券 |
| 長期貸付金 | : 償還期限が1年を超える貸付金 |
| 貸倒引当金 | : 貸付金の償却に充てる引当金 |
| 求償権 | : 保証債務の代位弁済により発生した債権 |
| 求償権償却引当金 | : 求償権の償却に充てる引当金 |
| 保証債務見返 | : 保証債務の対照勘定 |
| 引当金（流動負債） | : 賞与引当金及び短期保証債務に係る保証債務損失引当金 |
| 引当金（固定負債） | : 退職給付引当金及び長期保証債務に係る保証債務損失引当金 |
| 保証債務 | : 保証契約に基づき発生した金融機関に対する保証債務 |
| 政府出資金 | : 国からの出資金 |
| 地方公共団体出資金 | : 地方公共団体からの出資金 |
| 繰越欠損金 | : 欠損金の累計額 |

② 行政コスト計算書

| | |
|-----------|---|
| 損益計算書上の費用 | : 当法人の損益計算書上に計上される費用 |
| その他の行政コスト | : 政府出資金や国から交付された施設費等を財源として取得した資産の減少に対応する、独立行政法人の実質的な会計上の財産的基礎の減少の程度を表すもの |
| 行政コスト | : 独立行政法人のアウトプットを産み出すために使用したフルコストの性格を有するとともに、独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの算定基礎を示す指標としての性格を有するもの |

③ 損益計算書

| | |
|-------|---------------------------------|
| 引当金繰入 | : 貸倒引当金、保証債務損失引当金及び求償権償却引当金の繰入損 |
| 人件費 | : 役員報酬、職員給与、法定福利費等、役職員に要する経費 |

物件費 : 旅費交通費、電算関係費、業務諸費等、運営に要する経費
 減価償却費 : 有形及び無形固定資産の減価償却費
 貸倒損失 : 取立不能貸付金の貸倒損及び取立不能求償権の償却損
 財務費用 : 借入金にかかる支払利息
 貸付金利息収入 : 貸付金に対する利息
 保証料収入 : 保証債務に対する信用保証料
 引当金戻入 : 貸倒引当金、保証債務損失引当金及び求償権償却引当金の戻入益
 財務収益 : 受取利息、有価証券利息による収益

④ 純資産変動計算書

当期末残高 : 貸借対照表の純資産の部に記載されている残高

⑤ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー : 通常の保証及び融資業務の実施に係る資金の状態を表し、貸付金利息・保証料等による収入、資金の貸付け・代位弁済等による支出、人件費支出等

投資活動によるキャッシュ・フロー : 将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、定期預金の払戻・預入による収入・支出、有価証券の償還・取得による収入・支出、固定資産の取得による支出

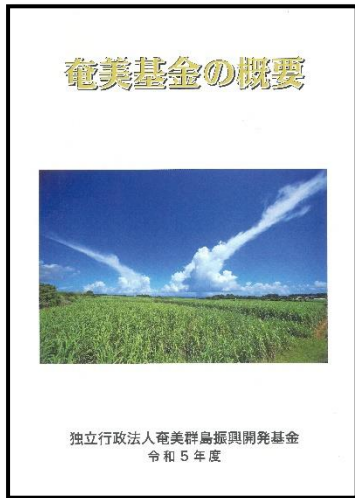
財務活動によるキャッシュ・フロー : 国及び地方公共団体からの出資金受入による収入、長期借入金の返済による支出

(2) その他公表資料等との関係の説明

- ホームページでは、当法人に関する各種情報等について掲載、発信を行っております。



○ ディスクローチャー誌



○ パンフレット

